

10月1日から 幼児教育・保育の無償化が スタートします



幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する、「3歳から5歳までの全ての子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」の利用料が無償化されます。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園や認定こども園を教育利用している場合には、入園できる時期に合わせて、満3歳から利用料が無償化されます。また、給食費、通園バス送迎費、教材費、行事費などの実費は、これまでどおり保護者負担（無償化の対象外）となります。

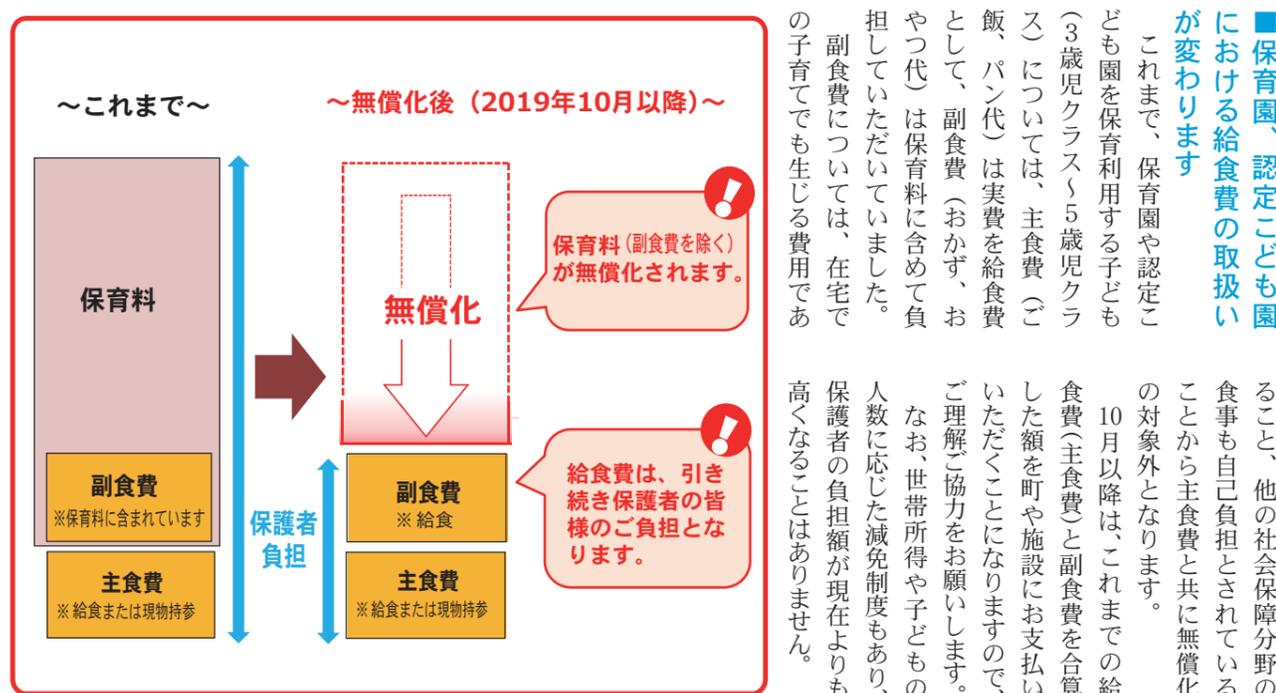
- 幼稚園、保育園、認定こども園を利用している場合
 - ◎教育利用している子ども
 - ▶1号認定子ども(満3歳児クラス)〜5歳児クラス)
 - ▼無償化のための手続きは必要ありません。
 - ▼預かり保育を利用している場合には、無償化の対象になる場合があります。
 - ◎保育利用している子ども
 - ▶2号認定子ども(3歳児クラス)〜5歳児クラス)
 - ▼無償化のための手続きは必要ありません。
 - ▼延長保育、病児保育事業、認可外保育施設などの利用料は、無償になりません。



- 認可外保育施設、一時預かり保育などを利用している場合
 - ▶3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。
 - ▼無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定(※)」を受ける必要があります。



※「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。



おしえて! 無償化

Q 1. 1号認定で幼稚園を利用しているが、利用料が無償化されるための条件は? 申請は必要なの?	A 1. 特に条件もなく、申請も必要ありません。ただし、教育時間外(預かり保育)の利用料を無償化の対象とするには、町から「保育の必要性の認定」を受けるための一定の条件と事前の申請が必要となります。
Q 2. 保育園(2歳児クラス)を利用しているが、3歳の誕生日を過ぎれば保育料は無償になるの?	A 2. 保育園を利用している場合には、3歳の誕生日を迎えた後の最初の4月1日(3歳児クラス)から無償化の対象となります。ただし、町民税非課税世帯の子どもについては、年齢に関わらず、10月から無償となります。
Q 3. 現在、保育園を利用している2番目の子ども(1歳児クラス)の保育料が半額に軽減されているが、10月以降はどうなるの?	A 3. 保育料に関する多子減免が継続されるため、現在、半額に軽減されている場合には、10月以降も同様に扱われます。

3歳~5歳 〔保育の必要性の認定事由に該当する子ども〕 ・共働き家庭 ・シングルで働いている家庭など	利用	幼稚園、保育園、認定こども園、就学前障害児の発達支援	無償
	利用	幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え、月額11,300円(日額450円)まで無償
	複数利用	認可外保育施設、一時預かり保育など	月額37,000円まで無償
3歳~5歳 〔上記以外〕 ・専業主婦(夫)家庭など	複数利用	幼稚園、保育園 認定こども園 + 就学前障害児の発達支援	ともに無償
	利用	幼稚園、認定こども園 就学前障害児の発達支援	無償
	複数利用	幼稚園、保育園 認定こども園 + 就学前障害児の発達支援	ともに無償

住民税非課税世帯は、0~2歳についても無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。※幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。